

証券コード2370

2025年12月2日

株主各位

(電子提供措置の開始日 2025年11月25日)

東京都品川区勝島一丁目5番21号

株式会社メディネット

代表取締役 久布白兼直

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。



【当社ウェブサイト】
<https://www.medinet-inc.co.jp/>

「株主・投資家情報」より「株式情報」「株主総会」を順に選択して、「2025年9月期第30回定時株主総会」欄よりご確認ください。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「メディネット」又は「コード」に当社証券コード「2370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、本定時株主総会におきましては、株主様による書面交付請求の有無に関わらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2025年12月16日（火曜日）午後6時までに、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月16日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2025年12月16日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力の上ご送信ください。（詳細は、5頁をご参照ください。）

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

なお、書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階
三田NNホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. **目的事項**
報告事項 第30期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎本定時株主総会においては、株主様による書面交付請求の有無に関わらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付いたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 計算書類「個別注記表」
- 従いまして、当該書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、決議ご通知の送付は行わず、当社ウェブサイト（<https://www.medinet-inc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。



開催日時 2025年12月17日（水曜日）午前10時（開場午前9時30分）

開催場所 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階 三田NNホール

2 郵送で議決権行使いただく場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2025年12月16日（火曜日）午後6時到着分まで

3 インターネットで議決権行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2025年12月16日（火曜日）午後6時まで

詳細は、次頁をご参照ください。

議決権の
重複行使の
取り扱い

- 1 書面とインターネットにより、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使方法について



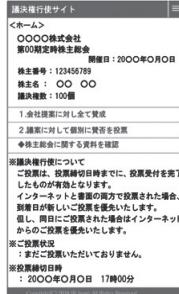
スマートフォンからの場合

QRコードを読み取る方法

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、ログインID及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



- 以降は画面の案内に従って賛否を入力ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

※携帯電話ではご利用いただけませんので、ご了承ください。



パソコンからの場合

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトアドレス

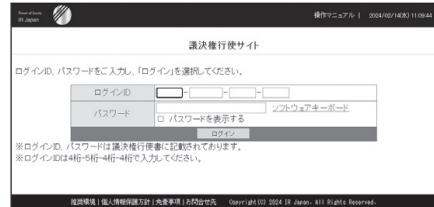
<https://www.net-vote.com/>

- トップ画面



- ログイン画面

ログインID、パスワードを入力し、「ログイン」を選択してください。



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

● 電話（専用ダイヤル）

0120-975-960 (通話料無料)

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事 業 報 告

（2024年10月1日から）
（2025年9月30日まで）

1. 会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）においては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果で景気は緩やかに回復しておりますが、米国の通商政策の影響により景気の下振れリスクが高まっていること、物価上昇の継続等の影響により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。こうした状況の中、当社は事業の中核をなす医療機関向けの特定細胞加工物の製造に加えて、企業等に向けた細胞加工業への展開、再生医療等製品の開発の加速等、新たなビジネス領域の拡大により早期の収益構造の改善に注力しておりますが、当社を取り巻く事業環境は依然として厳しさが続いております。こうした状況の中、当社は引き続き、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による法的枠組みの下、新たなビジネス展開による事業拡大に向けた取り組みを進めるとともに収益構造の改善に注力しております。当社を取り巻く事業環境は依然として厳しさが続いておりますが、特定細胞加工物の受託拡大やCDMO事業の基盤強化に注力しております。

当事業年度においては、「特定細胞加工物製造業」では、免疫細胞及び株式会社資生堂より技術提供を受けたS-DSC®に係る細胞加工において、細胞加工件数が当初の予想水準を下回ったほか、新たな細胞加工メニューである脂肪由来間葉系間質細胞（ASC）の提供開始が遅れました。一方、「CDMO事業」では大学発ベンチャー企業から新規案件を受託したことに加え、「バリューチェーン事業」においては、Medigen社からのロイヤリティ収入及び医療機器の販売が発生したこと等により、売上高は810百万円（前期比5.4%増）となりました。

損益面につきましては、上記の通り売上高が増加した一方で、細胞加工受託の拡大に向けた新規細胞加工の受託体制の整備に係る先行投資により原価が増加したことから、売上総利益は109百万円（前期比2.6%減）、販売費の増加等により販売費及び一般管理費は1,555百万円（前期比3.9%

増）となり、営業損失は1,445百万円（前期は営業損失1,384百万円）となりました。また、受取利息16百万円（前期比141.0%増）、投資事業組合運用益41百万円（前期比43.9%減）等の営業外損益により、経常損失は1,339百万円（前期は経常損失1,261百万円）となり、固定資産の減損損失25百万円を特別損失に計上したこと等により、当期純損失は1,362百万円（前期は当期純損失1,276百万円）となりました。

報告セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

I 細胞加工業

細胞加工業については、細胞加工業の3つのビジネス領域（「特定細胞加工物製造業」・「CDMO事業」・「バリューチェーン事業」）の拡大に向けて積極的な活動を展開しております。当事業年度においては、「特定細胞加工物製造業」では従来の免疫細胞の製造受託に加え、前事業年度より開始した株式会社資生堂より技術提供を受けたS-DSC®の製造受託開始に伴う売上高が期初より発生しましたが、前事業年度に計上した技術移転一時金が発生しなかったことや、免疫細胞及びS-DSC®に係る細胞加工において、細胞加工件数が当初の予想水準を下回ったほか、新たな細胞加工メニューである脂肪由来間葉系間質細胞（ASC）の提供開始が遅れたことから、売上高は555百万円（前期比8.8%減）となりました。「CDMO事業」では従来のヤンセンファーマ株式会社からの製造受託が継続する中、大学発ベンチャー企業から新規案件を受託し、技術移転一時金の一部を計上したことにより売上高は174百万円（前期比73.9%増）、「バリューチェーン事業」では、施設運営管理の受託期間満了となった施設が発生したものの、Medigen社からのロイヤリティ収入及び医療機器の販売が発生したことから売上高が80百万円（前期比35.6%増）となった結果、売上高は810百万円（前期比5.4%増）となりました。細胞加工受託の拡大に向けた新規細胞加工の受託体制の整備に係る先行投資による原価の増加や脂肪由来間葉系間質細胞（ASC）の提供開始に係る臨床開発費の増加、販売費の増加等により、セグメント損失は474百万円（前期はセグメント損失373百万円）となりました。

II 再生医療等製品事業

再生医療等製品事業については、2024年11月に開発中止を決定いたしました α -GalCer/DCにかわる開発候補品の早期獲得を目指し、現在海外企業と積極的に交渉を行っております。一方、2025年9月期中に

国内開発方針の決定を目指しておりましたMDNT01 (NeoCart) に関しては、米国Ocugen社の開発体制の変更、即ちNeoCartの開発を子会社OrthoCellix社へ移管したことにより、米国での追加第Ⅲ相試験の準備が遅延しております。このため、日本への治験製品供給等の課題があり国内開発方針を決定することができませんでした。当事業年度においては、売上高は0百万円（前期比10.8%減）、研究開発費の増加等によりセグメント損失は407百万円（前期はセグメント損失434百万円）となりました。

② 設備投資の状況

細胞加工機器及び研究開発機器の取得等により、28百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第27期 (2022年9月期)	第28期 (2023年9月期)	第29期 (2024年9月期)	第30期 (当事業年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	633,672	661,543	768,501	810,291
当期純損失(△)(千円)	△1,254,092	△1,437,950	△1,276,994	△1,362,138
1株当たり当期純損失(△)(円)	△6.33	△6.65	△5.04	△5.15
総資産(千円)	6,078,061	5,634,145	5,700,031	4,254,070
純資産(千円)	5,511,924	5,043,941	5,190,766	3,777,572
1株当たり純資産額(円)	26.03	21.64	19.62	14.27

(注) 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による新たな規制環境の変化を捉え、これまで事業の中核をなしていた医療機関向けの特定細胞加工物の製造に加えて、企業等に向けた細胞加工業への展開、CDMO事業の強化等、新たなビジネス領域を拡大することで、早期の黒字化を目指してまいります。更に、再生医療等製品の開発を加速させ、製造販売承認を取得することで、飛躍的な成長を目指してまいります。

これを踏まえ、当社が対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

① 細胞加工業の推進

当社がこれまで約20万件の細胞加工実績で培ってきたノウハウ・経験をもとに、細胞加工業においては、営業活動の強化による新規契約医療機関の獲得により、がん免疫細胞治療に係る製造数の一層の拡大を図ることに加え、株式会社資生堂より技術提供を受けたS-DSC®の受託拡大、また、脂肪由来間葉系間質細胞（ASC）の早期加工受託開始に向けた体制整備及び顧客開拓を進め、再生・細胞医療に取り組む製薬企業、大学、医療機関、研究機関等から特定細胞加工物の製造を受託するなどの「特定細胞加工物製造業」の更なる売上の拡大による収益改善を図ってまいります。また、取引先のニーズに対応し再生医療等製品等の開発・製造を受託する「CDMO事業」においては、従来のヤンセンファーマ株式会社からの製造受託が継続する中、大学発ベンチャー企業から新規案件を受託し、収益改善を図ることに加え、前事業年度にAGC株式会社と締結しました戦略的パートナーシップ契約に基づく協業を推進することで、製造体制及び営業体制を強化してまいります。

② 再生医療等製品の開発

当事業年度においては、膝軟骨損傷に対する自家細胞培養軟骨製品MDNT-01（NeoCart®）の国内開発方針の決定を目指しておりましたが、米国Ocugen社がNeoCart®の関連資産を同社子会社のOrthoCellix社へ移管したこと等により、米国での臨床第Ⅲ相試験の開始時期が不透明となり、国内開発方針の決定に至りませんでした。他方、開発パイプラインの拡充を目指し、国内外において有望な再生医療等製品シーズの獲得に向けた探索・評価活動を継続しております。有望な再生医療等製品シーズが獲得できた場

合には製造販売承認の早期取得に注力し、収益貢献の実現を図ってまいります。

③ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、がん免疫療法市場の環境変化に伴う細胞加工業の売上急減後、回復が十分でないことに加え、再生医療等製品事業分野における自社製品の開発進捗、新規開発候補品の導入評価等に伴う支出が累増しているため、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しており、継続企業の前提に疑義を生じさせるリスクが存在しております。

しかしながら、当社は、細胞加工業セグメントにおいては、特定細胞加工物の受託拡大と新規のCDMO案件の獲得等によって売上高の回復を図るとともに、製造体制の適正化による原価の低減、販売費の効率化等を推進することにより、同セグメントのセグメント利益の黒字回復を目指しております。また、再生医療等製品事業セグメントにおいては、早期の製造販売承認の取得に向けて有望かつ可能性の高いシーズを優先して開発を進めるとともに、再生医療等製品の開発費等については資金状況を勘案の上、機動的に資金調達を実施してまいります。現状では、2019年6月の第14回及び第15回、2020年7月の第16回、2020年9月の第17回、2021年9月の第18回並びに2023年3月の第19回新株予約権の発行による再生医療等製品開発費の資金調達等により、安定的なキャッシュポジションを維持しており、当面の資金繰りに懸念はないものと判断しております。これらに加えて、当社における当事業年度末の資金残高の状況を総合的に検討した結果、事業活動の継続性に疑念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(4) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

当社は、「常に本質を究め、誠実性と公正性をもって真の社会的付加価値を創造する」という経営理念の下、「次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを迅速かつ効率的に社会に提供し続ける」ことにより、人々の健康と“Quality of Life (生活の質)”の向上に資することを使命として、細胞加工業及び再生医療等製品事業を展開しております。

① 細胞加工業

細胞加工業では、医療機関向けの特定細胞加工物の製造をはじめ、企業、大学、医療機関/研究機関等から、臨床用の細胞加工及び治験用の細胞加工物製造の受託や、再生・細胞医療のバリューチェーンを収益化し、細胞培養加工施設の運営管理、細胞加工技術者の派遣・教育システムの提供等を行っております。

② 再生医療等製品事業

再生医療等製品事業では、当社で行う研究開発のみならず、これまで継続的に行ってきました大学等との共同研究を通じて、再生医療等製品の製造販売承認を取得してまいります。同時に、国内外で行われている再生医療等製品の開発動向にも注目し、国内外の有望な技術・物資等を持つ企業等とのアライアンスにより、パイプラインの拡充を視野に入れた活動も行っております。

(5) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

本社	東京都大田区
細胞培養加工施設	東京都品川区

(6) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
107(14)名	5名減(2名減)	39.5歳	8.7年

(注) 使用人数は就業者数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 264,729,198株

(注) 謾渡制限付株式報酬の付与により、発行済株式の総数は、前事業年度末比で213,892株増加しております。

(3) 株主数 52,876名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
楽天証券株式会社	8,898,300	3.36
木村佳司	7,884,922	2.97
株式会社SBI証券	1,888,204	0.71
廣瀬成留	1,780,000	0.67
JPモルガン証券株式会社	1,493,063	0.56
森部鐘弘	1,400,000	0.52
和賀賢太郎	1,300,000	0.49
西尾徳成	1,206,900	0.45
中埜昌美	1,200,000	0.45
阿藤弘美	1,081,700	0.40

(注) 持株比率は、自己株式(64株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

2025年1月31日開催の取締役会決議に基づき、謹渡制限付株式報酬の付与のため、以下のとおり、株式を交付しております。

役員区分	株式数(株)	対象者(名)
取締役(社外取締役を除く)	188,890	4
社外取締役	25,002	3
計	213,892	7

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	木村佳司	
代表取締役社長	久布白兼直	
取締役	落合雅三	経営管理部長
取締役	近藤隆重	細胞加工事業部長
取締役	篠田丈	(株)T & Rホールディングス代表取締役 (株)アリストゴラ・アドバイザーズ代表取締役会長 (株)アリストゴラ・フィナンシャルサービス会長 アリストゴラ・インターナショナル Pte. Ltd. (シンガポール法人) 取締役 アリストゴラ・アセットマネジメント Pte. Ltd. (シンガポール法人) 取締役 Aristagora VC Israel GP Ltd. (ケイマン法人) 取締役 (株)ニチリヨク取締役会長
取締役	吉野公一郎	カルナバイオサイエンス(株)代表取締役社長 クリングルファーマ(株)社外取締役
取締役	市川邦英	(株)クオンタムオペレーション 顧問 (株)サイジェクト代表取締役
常勤監査役	片山卓朗	奥・片山・佐藤法律事務所 NCホールディングス(株)取締役 (監査等委員)
監査役	長谷川明彦	YAKUMED Limited CMC薬事担当
監査役	岡崎久美子	岡崎久美子公認会計士事務所代表 (株)エム・エイチ・グループ 社外監査役 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構監事

- (注) 1. 取締役篠田丈氏、吉野公一郎氏及び市川邦英氏は、社外取締役であります。
2. 監査役片山卓朗氏、長谷川明彦氏及び岡崎久美子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役吉野公一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 瀧上眞次氏は、2025年1月29日に逝去され、常勤監査役を退任しました。なお、退任時における重要な兼職はダイ・デザイン社(米国法人)日本代表及び株式会社ニチリヨク社外取締役であります。
5. 瀧上眞次氏の退任に伴い、2022年12月15日開催の第27回定時株主総会において補欠監査役に選任されました岡崎久美子氏が同氏の補欠として2025年1月31日付で監査役に就任しました。また、監査役片山卓朗氏が2025年1月31日付で常勤監査役に就任しました。
6. 監査役岡崎久美子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。また、2025年1月29日に逝去され、常勤監査役を退任いたしました瀧上眞次氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では、補填する額について限度額を設けること等により、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年11月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期の企業価値向上を考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬である月例の固定報酬と非金銭報酬（株式報酬）で構成されます。

b.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

(i) 月例固定報酬の額等の決定に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、その具体的な内容の決定に際しては、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案するものとします。

(ii) 非金銭報酬（株式報酬）の額又は数等の決定に関する方針

非金銭報酬である株式報酬については、譲渡制限付株式（1年間継続して当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、取締役等からの退任時に譲渡制限を解除する）を割り当てるにとし、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準等を総合的に勘案して株式報酬に係る払込みに用いるために付与する金銭報酬の額を取締役会において決定の上、取締役会が定めた日に割り当てる（原則として年1回とする）こととします。

(iii) 各報酬の割合の決定に関する方針

月例固定報酬と非金銭報酬（株式報酬）に係る金銭報酬の割合は概ね9：1となるようにします。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関するその他の事項

当事業年度においては、代表取締役社長久布白兼直氏が上記（i）の決定を行いました。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、代表取締役社長による上記（i）の決定及び取締役会による（ii）の決定が適切に行われるよう、各取締役の報酬等の内容について、代表取締役社長及び取締役会長、並びに社外取締役から構成される任意の報酬委員会に諮問するものとし、代表取締役社長及び取締役会は、同報酬委員会の答申の内容を最大限尊重し、報酬等の具体的な内容を決定するものとします。

取締役会は、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、代表取締役社長から決定方針等の説明を受け、また報酬委員会の答申内容を確認することなどにより、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	81,683 (9,825)	74,575 (9,000)	7,108 (825)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,440 (13,440)	13,440 (13,440)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	95,123 (23,265)	88,015 (22,440)	7,108 (825)	11 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2003年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、2022年12月15日開催の第27回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度導入に伴い、上記の限度額の枠とは別に、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する金銭報酬債権の限度額を年額24,000千円以内（うち社外取締役は年額3,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2003年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末の役員の人数は、取締役7名及び監査役3名であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、当事業年度中に退任した社外監査役1名と就任した社外監査役1名を含んでいるためであります。
4. 「非金銭報酬等」は、取締役7名（うち社外取締役3名）に対する譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社は、社外取締役篠田丈氏が代表取締役会長を務める株式会社アリストゴラ・アドバイザーズからコンサルティングサービスの提供を受けておりますが、その対価の額は僅少であります。また、当社は、社外監査役長谷川明彦氏からコンサルティングサービスの提供を受けておりますが、その額は僅少であります。その他、「4. (1)取締役及び監査役の状況」に記載の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関する職務の概要
社外取締役	篠 田 丈	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、金融・ビジネスに関する経験、専門的知見等を踏まえて助言、提言を行っております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	吉野 公一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、バイオ業界において長年培った専門的な知識と幅広い知見や経営者としての豊富な経験等に基づき助言、提言を行っております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	市川 邦英	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、製薬業界での経験や知見、経営者としての豊富な経験等に基づき、助言、提言を行っております。
社外監査役	瀧 上 眞 次	2025年1月29日に逝去されるまでに開催された取締役会4回のうち3回出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っておりました。 また、2025年1月29日に逝去されるまでに開催された監査役会3回すべてに出席し、経営全般に関する客観的かつ公正な観点から、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っておりました。

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関する職務の概要
社外監査役	片山 順朗	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、弁護士としての観点から意見を述べております。</p>
社外監査役	長谷川 明彦	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、製薬業界での実務や経験、知識を活かし意見を述べております。</p>
社外監査役	岡崎 久美子	<p>2025年1月31日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、2025年1月31日の就任以降、当事業年度に開催された監査役会8回のうち7回出席し、公認会計士としての経験、知識を活かし意見を述べております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

普賢監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務の遂行状況及び報酬見積の算定根拠等が適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ解任が相当と判断される場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長等を総合的に勘案して、利益配当の実施を検討してまいります。また、先行投資を着実に回収し、継続的な成長を果たすことで企業価値を向上し、株主の皆様の利益に貢献したいと考えております。

しかしながら当社は、これまで、配当を実施した実績はなく、当期末では累積損失が発生しております。そのためまずは内部留保を確保して、早期の累積損失の解消に努めるとともに、再生医療等製品の製造・販売承認の取得に向けた設備投資及び研究開発投資、細胞加工業の顧客獲得に向けた設備投資及び営業活動への資金充当を優先させ、企業体質の強化を進めるとともに、事業の成長を図っていく方針であります。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	3,611,617	流動負債	233,110
現金及び預金	2,170,097	買掛金	41,074
有価証券	1,000,000	未払金	77,452
売掛金	255,760	未払費用	9,304
仕掛品	21,521	未払法人税等	10,507
原材料及び貯蔵品	28,228	預り金	6,969
前渡金	12,924	賞与引当金	72,176
前払費用	85,479	その他の	15,625
その他の	37,604	固定負債	243,387
固定資産	642,452	繰延税金負債	15,458
有形固定資産	356,621	資産除去債務	162,195
建物	283,465	株式報酬引当金	65,646
工具、器具及び備品	48,118	その他の	88
リース資産	3,554	負債合計	476,497
建設仮勘定	21,482	純資産の部	
無形固定資産	67,987	株主資本	3,743,957
特許権	12,291	資本金	5,102,250
ソフトウエア	38,434	資本剰余金	3,850
ソフトウエア仮勘定	17,261	資本準備金	3,850
投資その他の資産	217,843	利益剰余金	△1,362,138
投資有価証券	154,550	その他利益剰余金	△1,362,138
長期貸付金	459,250	繰越利益剰余金	△1,362,138
破産更生債権等	23,468	自己株式	△4
長期前払費用	1,285	評価・換算差額等	33,615
差入保証金	62,007	その他有価証券評価差額金	33,615
貸倒引当金	△482,718	純資産合計	3,777,572
資産合計	4,254,070	負債純資産合計	4,254,070

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
売 上 高	810,291
売 上 原 価	700,570
売 上 総 利 益	109,721
販売費及び一般管理費	1,555,163
營 業 損 失	△1,445,442
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	16,933
投 資 事 業 組 合 運 用 益	41,032
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	37,010
加 工 中 断 収 入	8,517
そ の 他	5,004
	108,497
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	7
株 式 交 付 費	1,514
為 替 差 損	345
割 増 退 職 金	1,032
	2,899
経 常 損 失	△1,339,843
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,281
特 別 損 失	
減 損 損 失	25,366
税 引 前 当 期 純 損 失	△1,357,928
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,210
当 期 純 損 失	△1,362,138

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本						自己株式 株主資本合計	
	資本金	資本剩余金		利益剩余金				
		資本準備金	資本剩余金合計	その他利益 剩余金	利益剩余金合計			
当期首残高	6,486,162	1,327,182	1,327,182	△2,714,945	△2,714,945	△4	5,098,395	
当期変動額								
譲渡制限付株式報酬	3,850	3,850	3,850				7,700	
当期純損失				△1,362,138	△1,362,138		△1,362,138	
欠損填补	△1,387,762	△1,327,182	△1,327,182	2,714,945	2,714,945		－	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△1,383,912	△1,323,332	△1,323,332	1,352,806	1,352,806	－	△1,354,438	
当期末残高	5,102,250	3,850	3,850	△1,362,138	△1,362,138	△4	3,743,957	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	92,370	92,370	5,190,766
当期変動額			
譲渡制限付株式報酬			7,700
当期純損失			△1,362,138
欠損填补			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△58,755	△58,755	△58,755
当期変動額合計	△58,755	△58,755	△1,413,193
当期末残高	33,615	33,615	3,777,572

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

株式会社メディネット
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人 東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 功 一
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高 橋 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディネットの2024年10月1日から2025年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

株式会社メディネット 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 片山卓朗 

監査役（社外監査役） 長谷川明彦 

監査役（社外監査役） 岡崎久美子 

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、第30期事業年度において当期純損失を計上し、1,362,138,158円の繰越利益剰余金の欠損を計上するに至っております。

つきましては、この欠損金を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたいと存じます。

本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではございません。

また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

本議案の提案理由並びに具体的な内容は下記のとおりです。

1. 提案の理由

当社では早期の業績改善と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。そのため、当社の繰越利益剰余金の欠損を解消し、今後の効率的な経営を維持するため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当いたしたいと存じます。

2. 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額のうち、1,358,288,102円を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

② 資本金の額の減少が効力を生じる日

2026年1月31日

3. 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額のうち、3,850,056円を減少し、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

② 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2026年1月31日

4. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2. 及び3. の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、2026年1月31日付で資本金及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金1,362,138,158円の全額を減少して、減少するその他資本剰余金の全額を、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充当いたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,362,138,158円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,362,138,158円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役岡崎久美子氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、辞任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 重要な兼職の状況		所有する当社 の株式の数
ふる うち こう た ろう 古 内 耕太郎 (1963年10月13日生)	1987年4月 2004年2月 2005年3月 2009年4月 2016年8月 2017年7月 2018年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月 2022年6月 2022年12月 2025年5月	アメリカンファミリー生命保険会社 (現アフラック生命保険株式会社)入社 A I G株式会社入社 顧客戦略本部マーケティングマネージャー 燐ホールディングス株式会社取締役 同社代表取締役社長(株式会社公益社 代表取締役社長兼務) 株式会社ポピンズ 副社長執行役員兼C O O フコク物産株式会社取締役 同社取締役副社長 学校法人茂来学園監事(現任) 経営デザイン・Partners株式会社 設立 代表取締役社長(現任) 株式会社ニチリョク取締役(現任) 株式会社C E O キッズアカデミー 取締役(現任) 株式会社花田工務店社外取締役(現任) 株式会社ボディスプラウト社外取締 役 (現任)	一株

【選任理由】

古内耕太郎氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての実務や豊富な経験に基づき、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古内耕太郎氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 古内耕太郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 古内耕太郎氏の選任が承認された場合、同氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、保険料は全額当社が負担しております。本議案において古内耕太郎氏の選任が承認された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 古内耕太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 重要な兼職の状況		所有する当社 の株式の数
いし お はじめ 石 尾 肇 (1960年12月1日生)	1984年11月 監査法人西方会計士事務所(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1988年3月 公認会計士登録 1988年12月 石尾公認会計士事務所開設 同所所長(現任) 1989年12月 税理士登録 1998年7月 監査法人エムエムページー・エマック代表社員(現任) 2009年6月 株式会社星医療酸器社外監査役(現任) 2014年4月 独立行政法人地域医療機能推進機構監事 2016年4月 独立行政法人国立病院機構監事 2017年6月 三井生命保険株式会社(現大樹生命保険株式会社) 社外監査役 2025年3月 公益財団法人結核予防会理事 (現任)		一株

【選任理由】

石尾肇氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が有する公認会計士としての専門知識や、上場企業での社外監査役の経験を当社の監査体制に活かしていただき、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断したためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

(注) 1. 当社は、石尾肇氏と経営活動全般に対する助言・相談を目的とした顧問契約を締結しております、顧問料の支払いが発生しておりますが、その対価の額は僅少であります。

2. 石尾肇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 石尾肇氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、保険料は全額当社が負担しております。石尾肇氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

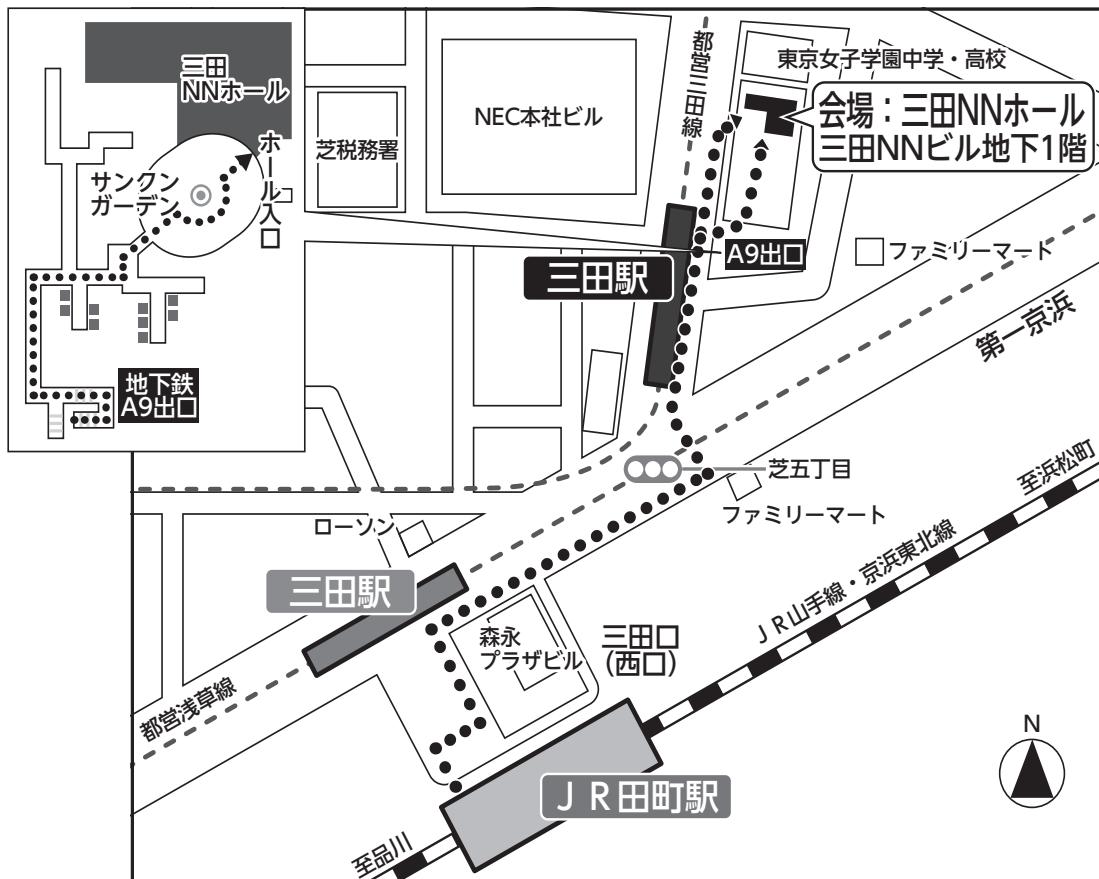
以上

株主総会会場ご案内図

会場 三田NNビル地下1階 三田NNホール

住所 東京都港区芝四丁目1番23号

電話 03-5443-3233



交通機関 JR山手線・京浜東北線 田町駅（三田口より徒歩約5分）

都営地下鉄 浅草線・三田線 三田駅（A9出口より徒歩約2分）

（駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車での
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。）

お土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。